『発電量調整供給契約』及び『再生可能エネルギー電気特定卸供給契約』のお申込みについて (既連系かつ発電設備等の増減設を伴わない申込み)

『発電量調整供給契約』及び『再生可能エネルギー電気特定卸供給契約』のお申込みに関する流れとご提出いただく必要書類についてお知らせいたします。

当該申込みについては、必要書類がすべて揃い、不備のないことを弊社が確認した後に、正式な受付日となりますので、ご 留意ください。

-- : 必要書類の提出 (イメージ図) ----: 沖電小売買取契約の解約手続きに関する調整 沖縄電力 -受付窓口 申込者 -(送配電部門) 必要書類①、②、③、 ⑥の提出(④も可) 送配電事業部 ネットワークサービスセンター (以下、NSC) ※弊社 本店内 発電契約者 必要書類(5) 必要書類④ の転送・送付 の提出 受付窓口 (小売部門) 必要書類④ の提出 発電者 必要書類④の受付け 販売企画部 供給受付センター に関する連絡及び調整 (以下、供給受付 C) ※弊社 旧浦添支店(牧港ビル)内

なお、申込者さまの発電所(FIT 電源を含む)の受電用計量器が 30 分計量値遠隔取得不可の場合、計量器の取替 や通信端末装置の設置が必要となります。その場合、契約申込みから契約開始までに一定の期間がかかることや、工事費 負担金が発生することをご留意のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、別紙資料をご確認ください。

【ご提出いただく必要書類】(※必要に応じて、その他の関連書類のご提出をお願いする場合もございます。)

	受付窓口	
1	 発電量調整供給兼基本契約申込書兼再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書 	
2	発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】 又は発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】(連記式)	送配電事業部 NSC
3	承諾書 ^{※1}	

お申込みいただく発電所の電源種別が FIT 電源であり、かつ現状の当該発電所における受給契約^{※2}が**弊社の小売部門との契約(沖電小売買取契約)**となっている場合には、2017(平成29)年4月の制度変更に伴い、既存の受給契約を一旦解約し、新たに**弊社の送配電部門との契約(沖電送配電買取契約)**を再締結する必要がございます。該当するお申込者さまにつきましては、必要書類①~③に加え、以下に示す④~⑥の書類の提出も必要となります。

4	電力受給契約解約申込書 ^{※3}	販売企画部 供給受付 C ^{※4}
(5)	電力受給契約解約申込書 ^{※5}	
	※必要書類④の写し(受付印が押印されたもの)	送配電事業部
6	特定契約申込書兼接続契約申込書 ^{※6}	NSC

- ※1 発電者が発電した再生可能エネルギー電気を弊社が発電契約者に卸供給することを承諾した書類
- ※2 発電者の再生可能エネルギー発電設備と弊社の電力系統との接続等にかかる契約(接続契約)、並びに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号, その後の改正を含む)」に定める再生可能エネルギー電気の発電者による供給及び弊社小売部門による買取にかかる契約(特定契約)と合わせて「受給契約」といいます。
- ※3 既存の受給契約の債権が金融機関等に譲渡されている場合は、解約に際し、事前に金融機関等へのご相談を済ませた上で、弊社へ解約の手続きを行ってください。ご不明な点は、金融機関等へお問い合わせください。
- ※4 既存の受給契約の解約に関する受付窓口は、弊社 販売企画部 供給受付 C となります。原則として、必要書類④は供給受付 C へのご提出をお願いすることになりますが、送配電事業部 NSC にご提出いただき、NSC から供給受付 C への転送・送付をご希望の場合は、その旨 NSC 受付窓口へお伝えください。なお、その場合、改めて供給受付 C の担当者からお申込者さまに対し受付に関する連絡がございますので、既存の受給契約の解約についてご調整ください。
- ※5 既存の受給契約の解約合意を証する必要書類となります。既存の受給契約の解約受付けがなされていることを確認の上、 弊社の送配電部門と新たに受給契約を締結する流れとなります。
- ※6 弊社の送電部門と新たに締結する受給契約に関する申込書となります。

【別紙資料】

『発電量調整供給契約』及び『再生可能エネルギー電気特定卸供給契約』に関する受電用計量器の取替工事について

『発電量調整供給契約』及び『再生可能エネルギー電気特定卸供給契約』に関する 受電用計量器の取替工事について

『発電量調整供給契約』及び『再生可能エネルギー電気特定卸供給契約』のお申込みに際し、申込者さまからお申し込みいただく発電所(FIT 電源を含む)の受電用計量器のスマートメーターへの取り替えにつきましては、以下のいずれかをご選択いただくことが可能となります。契約申込み時に、弊社窓口にお伝えください。

- (1) 次の検定期間満了時までは既存の受電用計量器で対応する
- (2) 当該発電所の受電用計量器を弊社所有の計量器へ取り替える

早期契約開始をご希望される場合は、「(1)次の検満時期までは既存の受電用計量器で対応する」をお勧めいたしますが、その場合、以下の点もご考慮の上、ご選択いただきますようお願い申し上げます。

- ・30 分計量値が取得できないため、インバランス料金算定に使用する 30 分毎の発電量調整受電電力量(発電実績)の算定にあたり箱型プロファイリング*を実施します。そのため、ご契約時に覚書の締結が必要となります。
- ・FIT 電源の場合で、FIT 特例①を選択された場合、弊社で作成する発電計画は山型となります。
- ・検針後、箱型プロファイリングを実施し、発電電力量を確定させることから、卸料金に係る請求書の発行タイミングが通常よりも遅くなる可能性があります。(通常は検針日から起算して 5 営業日目途)
- ・発電者さま所有の受電用計量器の故障等または法令の定め (検定期間満了)により取り替える場合は、弊社所有の計量器を取り付けます。そのため、ご契約時に『故障または法令の定めにより取り替える場合は申込者さま(発電契約者さま又は発電者さま)のご負担により、弊社所有の計量器を弊社が取り付ける』旨の覚書の締結が必要となります。
- ※ 月間の電力量を30分毎の電力量として均等に配分する処理をいいます。

■契約申込み受付~契約開始(連系承諾含む)までの期間について

「(1)次の検満時期までは既存の受電用計量器で対応する」場合に要する標準期間

申込時点における受電用計量器の取替工事は不要となりますが、原則として、契約手続き等に以下の期間を要することをご考慮の上、契約開始希望日の設定並びに申込書の提出をお願い申し上げます。

|--|

-「(2)当該発電所の受電用計量器を弊社所有の計量器へ取り替える」場合に要する標準期間

原則として、契約手続き等に以下の期間を要することをご考慮の上、契約開始希望日の設定並びに申込書の提出をお願い申し上げます。

<低圧連系の場合>	契約申込み受付~契約開始(連系承諾含む)までの期間
	0.5~1.5 か月

<高圧連系の場合>	契約申込み受付~契約開始(連系承諾含む)までの期間	
計量器・変成器取替不要、通信端末のみ	2 F #\P	
設置が必要な場合	3.5 か月	
計量器のみ取替、または計量器と変成器	5 か月	
の取替えが必要な場合		

<特別高圧連系の場合>	契約申込み受付~契約開始(連系承諾含む)までの期間	
計量器・変成器取替不要、通信端末のみ	ここか日	
設置が必要な場合	3.5 か月	
計量器のみ取替えが必要な場合	5 か月	
(在庫あり)		
計量器のみ取替えが必要な場合	6~9 か月	
(在庫なし)	6~9 MH	
計量器と変成器の取替えが必要な場合	13~17 か月	